

第 8 回 筑 後 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 2 月 5 日 午後 1 時 27 分～午後 2 時 41 分

場 所 中央公民館 2 階 会議室

出 欠 者 出席者 15 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
集積等促進計画について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会

出席委員（15名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
4 番	鶴田 清	5 番	田島 雅弘
6 番	河原 努	7 番	溝口 弘之
8 番	中村 伸秀	9 番	下川 一馬
10 番	中村 勇次	11 番	城戸 孝行
12 番	井寺 知江子	13 番	下川 隆稔
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照
16 番	近藤 茂		

本会議に欠席した農業委員（1名）

3 番	吉武 正悟
-----	-------

会議に出席した事務局職員

事務局長	井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長	中 村 敏 和

午後 1 時 27 分 開会

○事務局（井上事務局長）

皆さまお疲れ様です。時間前ですがお揃いですので始めさせていただきます。携帯電話等はご確認をお願いいたします。お茶の方はここでは飲めませんので、適宜、外に出て行ってもらってから飲んでいただきますようお願いいたします。

では、会長の方からご挨拶をよろしく申し上げます。

○議 長

皆さん、こんにちは。（こんにちは）本日はですね、大変足元の悪い中ご出席をいただきましてありがとうございます。

第8回農業委員会を始めさせていただきます。

本日は、3番の吉武委員さんが欠席でございます。

次に注意事項でございます。効率的な審議となるよう、事務局からの説明は簡潔に申し上げます。

また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔

をお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いをいたします。

本日の議事は、報告事項が2件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には1番の松永博視委員、15番の岡本義照委員をお願いをいたします。それでは、報告事項にはまいります。報告1号から2号について、続けて事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

こちらは、農地法3条で貸借をされていた田1筆の合意解約でございます。

第1項、所在は島田、田の1筆、面積が321㎡。解約事由は、中間管理事業へ移行のためでございます。解約後については10ページの第3項です、機構を通じて貸借権の設定が出ております。

つづきまして、議案書の2ページをお願いいたします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

利用権の解約は、第1項から第7項までございますが、第1項を主に説明させていただきます。第1項所在、熊野、田、1筆、面積が1,680㎡、解約事由が転用のためでございます。解約後についてはですね、22ページの第2項で転用により、太陽光発電設備、これが設置される予定になっております。第2項から第4項までは、贈与のための解約です。3ページの第5項につきましては、離農のためということでございます。4ページの第6項の解約については、中間管理事業への移行のためでございます。最後の第7項につきましては、贈与による解約ということでございます。

報告は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。これで報告事項を終わります。

議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。5ページをお願いいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について でございます。

第1項、_____さん、住所が大字西牟田、経営形態が、米、麦、大豆、ナス、面積が121.8a、労働力は経営3名でございます。こちらは、_____でございます。大字西牟田の田、1,731 m²の購入を予定されているため申請が出ております。購入予定地は、6ページの議案第2号の第2項の案件になります。なお、_____さんにつきましては、あっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積、青壮年を含む二人以上の家族農業従事者がいることの要件を満たしております。説明は以上です。

○議 長

議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に第2号を提案いたします。本日は2件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

6ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について でございます。

第1項、所在、富重、地目が田、5筆、面積が4,280.31㎡、渡人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人が_____さん、利用目的が米・麦・大豆、売買価格が総額_____円、引渡しは令和6年2月26日でございます。受人の_____さんは令和5年3月にあっせん登録をされております。

こちらの農地は、令和5年12月の総会で大字富重の_____さんから推進機構へ所有権移転があつておりまして承認していた農地であります。説明は以上です。

○議長

第1項について質問のある方は、どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在西牟田、地目が田2筆、面積が1,731.00㎡、渡人、大字西牟田の_____さん、受人が公益財団法人福岡県農業振興推進機構、売買価格が_____円、引渡しは令和6年2月26日でございます。こちらは福岡県農業振興推進機構へ一旦所有権が移転し、約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には、また、議案としてあがります。説明としては以上になります。

○議長

第2項について質問のある方は、どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

7ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
及び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
でございます。

中間管理事業の利用権設定は、7 ページから 11 ページまでございますが、第 1 項のみ説明させていただきます。9 ページまでが第 1 項関係でございます。権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在が西牟田他、地目田 24 筆、畑 1 筆、面積計が 53,873.00 m²、利用権は賃貸借、貸人が大字西牟田の _____ さん、代表相続人で _____ さん他 7 名、借人は _____、利用目的は主に米・麦・大豆、借賃は主に反当り _____ 円、期間は 10 年間でございます。説明は以上でございます。

○議 長

第 3 号について質問のある方は、どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第 3 号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第 4 号を提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

12 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちらの利用権設定も 16 ページまであります。第 1 項のみを説明いたします。権利種別が貸借権設定、第 1 項大字下北島、地目が田 30 筆、畑 3 筆、面積計が 25,023.00 m²、14 ページに合計面積等は記載があります。利用権は使用貸借、貸人が大字下北島の _____ さん他 4 名、借人が大字下北島の _____ さん、利用目的は WCS、期間は 1

0年間でございます。

続きまして。17ページの集計の説明をさせていただきます。括弧書きは中間管理事業分でございます。内数となっておりますが、全部の合計のみを読み上げます。左上の総計です。田が24件、面積が98,057.00㎡、畑が4件、面積が4,905.00㎡、合計28件、102,962.00㎡。新規・再設定の別では新規が26件、再設定が2件、通年・期間借地の別では通年28件、小作料納入別では金納18件、使用貸借10件でございます。右の表になります。貸借期間別では3年が3件、5年が3件、6年が2件、10年が20件となっております。説明は以上です。

○議長

第4号について質問のある方は、どうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第5号、農地法第3条について提案いたします。本日は9件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約売買、所在が和泉、地目、畑1筆、面積が69.00㎡、渡人、滋賀県大津市の_____さん、受人が大字和泉の_____さん、申請事由が規模縮小のためでございます。作物は野菜、売買価格は反当り_____円でございます。_____さんは年齢72歳でございます。こちらは規模縮小のためということでございますが、_____さんについては他に九州沖縄農業研究センターの方に貸借されている分がございますので、今回規模縮小ということになっております。以上でございます。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2項、契約贈与、所在熊野、地目畑1筆、面積2,757.00㎡、渡人が長崎県佐世保市の_____さんと千葉県柏市の_____さん、受人は八女市本町の_____さん、申請事由は贈与ためでございます。作物はお茶でございます。こちらは渡人がお二人とも遠方のため贈与となったようでございます。こちらの畑については義理の弟さんとされると伺っております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いいたします。

○議長

第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3項、契約売買、所在熊野、田1筆、面積が1,676.00㎡、渡人が大字山ノ井の_____さん、受人が大字熊野の_____さん、申請事由が転用の代替地とするためでございます。作物は米、売買価格は反当り_____円でございます。こちらは後で出てくる22ページの転用の案件がございますので、そちらの代替地ということになります。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いいたします。

○議長

第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

19ページをお願いいたします。

第4項、契約、贈与、所在北長田、地目が1筆、面積が981.00㎡、渡人、埼玉県熊谷市の_____さん、受人が大字北長田の_____さん、申請事由は贈与、作物は米でございます。こちらは_____さんの_____さんが法人の組合員ということで、現在法人の別の方が耕作をされておりましたが、贈与により一旦解約になりまして、引き続き法人で管理となる模様でございます。以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番溝口でございます。ただいまの事務局の説明のとおりです。ご審議方お願いいたします。

○議長

第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5項、契約が贈与、所在が久恵、地目が田1筆、面積が1,047.00㎡、渡人が大字熊野の_____さん、受人が大字久恵の_____さん、申請事由が贈与のためでございます。作物は米・麦・大豆でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番溝口でございます。ただいまの事務局の説明どおりで、叔母からの贈与でございます。ご審議方お願いいたします。

○議長

第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第6項、契約が交換、こちらは第6項と第7項が交換ということで関連した案件になります。所在が野町、地目が畑1筆、面積が321.00㎡、渡人が大字野町の_____さん、受人が大字上北島の_____さん、申請事由は持分整理のためでございます。作物は野菜でございます。こちらは_____さんがこの農地の持分が3分の2となっておりますが、こちらを先程言いました_____さんの方に交換という形で所有権が移るよう

な形になります。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番下川でございます。事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議 長

第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第6項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第7項、契約、交換、所在が野町、地目が田1筆畑1筆、面積計が216.54㎡、渡人が大字上北島の_____さん、受人が大字野町の_____さん、申請事由が作業効率向上のためでございます。作物は野菜でございます。こちらは先程の交換ということで、_____さんが持っている農地を_____さんの方に交換という形で所有権が代わることになります。作業効率ということですので、ご自分のご自宅の近くとかにですね、集積させたという形のようにございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番下川でございます。事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議 長

第7項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

どうぞ城戸委員。

○委 員（11番）

11番の城戸ですけど、持分3分の1ということですけど、兄弟かなんかですかね。

○事務局

兄弟ではなく、親戚だったと思います。

○議長

よろしかったでしょうか。

他に質問のある方は。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第7項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

20ページをお願いいたします。

契約が贈与、所在が下北島、地目が田1筆、面積が928.00㎡、渡人が那珂川市の_____さん、受人が大字古島の_____さん、申請事由が贈与のためでございます。作物は米・麦・大豆でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

14番成清です。ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議長

第8項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第8項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第9項について提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第9項、契約が売買、所在が島田、地目が田2筆、面積計が37.00㎡、渡人が大字島田の_____さん、受人が大字島田の_____さん、申請事由が作業効率のためということで、_____さんの農地の形をよくすることでございます。それで作業効率を上げ

るためということです。売買の対価はですね、_____さんが所有の現況が田で登記地目が宅地となっている土地との交換ということでございますが、地目が宅地ということですので、表記としては売買となっております。取得後の作物は野菜となっております。以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

14番成清です。ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議 長

第9項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第9項について、許可することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、農地法の第4条、本日は1件でございます。

それでは事務局の説明をお願いします。

○事務局

21ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

所在が蔵敷、地目が畑1筆、面積が1,604㎡の内23.109㎡、申請人は大字一条の_____さん、申請事由は営農型太陽光発電設備の設置となっております。地図の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。

申請の場所は_____の南西約400mのところですね、農用地区域内農地いわゆる青地になります。今回は3年間の一時転用期間の更新の申請で営農型太陽光発電の許可申請面積は支柱等の面積で23.109㎡となっております。太陽光パネルの下部の作物はさつまいも、平均的な作物の収穫高が前年の8割以上とならなければならないという

条件はクリアをされているところでございます。

10月に収穫量の検量に立ち会いまして、収量的には425kgでした。令和4年度の収量が419.5kgでしたので、前年とほぼ同量の収穫となっております。前回の許可日が令和3年3月5日から3年間ですので期間が空かないように、今回は令和6年3月5日からの3年間の許可の予定でございます。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番中村です。ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議 長

第1項について、質問のある方はお願いいたします。

はいどうぞ。

○委 員（11番）

11番の城戸ですけど、これね23.109㎡でしょうが、前見たとき全部植えちゃったごたったばってん見らはったですか。

○事務局

支柱の面積とですね、植えちゃるとは全部植えちゃるです。許可の面積はですね、さっき言った支柱をですね、ほんのちょっとのやつが何本でんあるけん、合計しても面積はこういう表記になるとですよ。

前に_____でした時も何㎡しかなかったんで、それは杭がもっと細いので、いっぱい集めても5㎡未満やったと思うんですけど、こちらさっき言った通り、それよりもちょっとそれよりも広い杭だと思っので、許可的には小さい面積になります。パネル的には800何㎡になるとですよ。一応、常設審議委員会の案件なんですけど、最近言われるのは、ちゃんと下の作物をですね適正に作ってないということで、非常に問題になっています。これが営農型太陽光発電がですね、基本的に前は、国のですね通知、単なる通知での運用だったんですけど、今度は規則とかできちんと明文化してちゃんとしたものになるというふうになってますので、今度から新しくしようとするとなかなか難しいし、更新していくにあたってはですね毎年2月末までに終了の報告を県に出さんといかんとですよ。それが平均収穫高ってありまして、その8割以上採れないと即撤去ばせやんごとなるんですよ。それだけ厳しくなりますけど、_____さん

ところはですねきちんと作ってございますので、できたものとか加工して物はよらん野に出してありますので月_____円程度収益が上がっているというところでございます。他のやつも出しよっちゃうけんですね。

○委員（11番）

6年ぐらいになるもんにゃこれは。

○事務局

もっとなります。

これだけで12年と書いてあるので、4回目ぐらいですね更新は。だいたい3年更新なので。

○委員（7番）

採りにつかでしようもん。収穫の時は。

○事務局

今、溝口委員言われたように、採りにくいので2mぐらい上げてですね、してあるとですよ。普通の一般的なやつは下が入れないようになっているので。5条で出てくる太陽光発電とは種類が違うというふうになります。

基本的には、下部の作物はきちんと作らないといかんというところプラスαで、太陽光発電で収益を得るという形になってますので、これが国の施策で再生可能エネルギーの推進ですね、新たに許可できるようになった分ですけど、先程言いましたように、運用通知でされたものが法できちんと決められて厳しくなったということでございますので、全国で非常に下部の作物が先程言いましたように収穫があまりよろしくないというところですね。

○委員（4番）

もし収量ば満たさんやったら即。

○事務局

はい。即、撤去ばせやんです。

○委員（4番）

撤去ばせろっていうて、元に戻るとのことたい。農地転用前に。

○事務局

はい。ただ、とはいえ、産廃になってしまいますからですね、その後の撤去をきちんとしていただくかどうかまでですねきちんとしないといけませんので、今してある

筑後市では2件ですけど。

○委員（4番）

国の収量というのは。

○事務局

平均的な収量というのは、JAさんであったり、見識ある方からこれくらいの収量がありますよというのを出示してもらって割り戻してですね、平均収量以上だということで認定して更新許可ができるということになってますので、毎年2月に報告ば出さないとですよ。筑後市では2件あると言いましたけど、2件は必ず出示してもらってまずし、作付けとか収穫の時に時間があれば委員さんと一緒にですね、現地に行きますので、今後もそういった現地確認もしてくださいというふうに来てますので、来年度以降ですね。

○委員（4番）

サツマイモだったら何キロ。

ぶどう棚の上に太陽光ばのせるとかシャインマスカットが日照量が無くてもよかけんとかいう感じで、ぶどうだったら1tとかそういった枠組みはあつとですか。

○事務局

ですから平均的な収量があると思うとですよ。ぶどうだったら面積でどれくらい採れる、だからその8割以上を摂れんといかんので、日照時間が関係してくるとはですなかなり厳しくなるとかなと思うとですよ。とか連作障害が出るやつとか。

○委員（4番）

こんぐらいぐらいで、ね、いい感じに日影になるごたる感じ、どっかで見たもんな。

○事務局

全国といいますか、九州で結構してあるのは熊本のサカキ、神棚さんにあげるので、スーパーでも売ってますよね、だから需要はあるというふうに聞いてます。

そういうのをしてみようかと思ってるのはありますが、なかなかサカキをするなら5年10年かかるということですので、じゃあその間どうするのという話になるからですね。周りに試験的に栽培してみようかともおっしゃってます。

今回の分についてはきちんと収穫量がとれてますので、事務局としては今回も更新は問題なからうというふうに思っております。

○議長

この間全国大会に行きました時も、お話がありましたとおり、営農型の太陽光ですね、作物が地域になじまないような作物を選定した場合はですね、これは許可がなかなか下りないケースもあるという話がですねありまして、やっぱりあの今課長補佐からお話が合ったとおり、営農型はですね発電と同時に農作物を確保するということがですね食料を確保することが大事というお話がありましたからですね、なかなかそのへんは許可にあたって十分に注意してくださいという話でした。

○委員（5番）

関連で質問します。議案とは関係なかばってん。

常用にですね、営農型でいれたところがあるでしょうが、蓮華草してから。それがどちらかといつてなじまない作物かなと思ってですね。どうやって収量とか計るかっていうのを議論になったのを思い出してですね。あちはどうなつとるとですかね。

○事務局

先程、田島委員さんから言われました蓮華草ですけど、収穫、5月頃にですね、連絡をもらいまして、いわゆるお米と一緒にですけど、坪刈りみたいにされて、その収量を計られて、全部を刈られると、何か所か坪狩りしてですね、その収量で平均して出されるということで立ち合いをしております。前の委員さんとかですね。

最初に許可が出てるので、更新は大丈夫かなと、言ってあったのは、例えば、競馬場ですね馬のとにかくと言われていているということもおっしゃってますけど、三潁のそういう卸のところといいますかそこに出してあるですたいね。かなり収量的には、一年、最初育ちがちょっと悪かったみたいですけど、春先なって、ぐっと伸びて良かったというふうに言われてまして、種まきの時と刈り取りの時には委員さんと一緒に行っております。成清副会長に来ていただいて、確認をしていただきました。

○議長

それではですね。時間もですね1時間を目途に休むということですけど、極めて順調に進んでおりますから・・・(採決をしてもらっていいですか)

それではですね、農地法第4条の第1項について採決を取りたいと思います。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

ここで10分ほど、20分から再開したいと思いますから、よろしいでしょうか。

【休 憩】

○議 長

再開いたします。

それではですね、農地法第5条でございます。議案第7号になります。本日の5条については5件ございます。

第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書22ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約売買、所在西牟田、地目は畑1筆、面積884.00㎡、渡人は福岡市の____さん、受人は八女市の____さん、申請事由共同住宅2棟8戸となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。

国道209号線のですね、____の信号のすぐ南側、南西側になります。こちらは10ha未満の農地で第2種農地、集落接続により許可可能となります。

土地の価格は総額で____円、坪単価の約____円です。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買及び賃貸借、所在熊野、地目、田が9筆、面積合計の11,002.00㎡、渡人は熊野の_____さん、同じく熊野の_____さん、このお二人が売買でございます。続きまして、貸人としまして熊野の_____さん、同じく熊野の_____さん、山ノ井の_____さん、この3人の方が賃貸借での契約でございます。受人及び借人が京都市の株式会社_____さん、申請事由が太陽光発電設備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。こちらは場所的にちょっと分かりづらいんですけども、国道209号線のですね、昔、_____がありました、今、_____になってますけど、ここの北側からですね、西の方に入ったところで、すぐ西側は_____になります。この青い水路は_____になってまして、ここで分断というふうになります。こちらの農地の右側のところはですね、耕作放棄地になっておるところでございます。こちらの農地区分は2種農地の判断をしております。なぜかと言いますと、下にですね、南の方に令和元年8月許可と書いてございますが、ここも太陽光発電の許可があったところでございます。太陽光発電はですね主に2種か3種しか許可できません。1種農地は一部ごく一部ですね他の宅地と一緒に開発したときに面積要件がありまして、大多数が宅地でちょっと農地がかかるといふ時、例外的に許可が可能ということでございますけれども、こちらの方はさっき言いましたけれども2種農地判断してまして、許可が可能というふうになります。発電所の規模はですね、書いておりますとおり、高圧発電の1,000kwが1基でございます。そして、太陽光のパネルが全部で3,740枚です。

売買のところが6,571㎡の6筆、賃貸借のところが4,431㎡で3筆でございます。

土地の価格が売買のところが合計の_____円、坪単価に直しますと_____円、賃貸借のところが契約期間が20年、地代は面積に応じて年間_____円程度から約_____円程度となっております。こちらの方は常設審議委員会案件でございまして、こちら太陽光発電は開発と関係ございませんので、常設審議委員会の案件で本庁案件ですね。説明は以上でございます。

○議長

引続き、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先程の事務局の説明どおりです。ご審議をお願いいたします。

○議長

説明も終わりましたので第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

はい、どうぞ城戸委員。

○委員(11番)

11番の城戸ですけど、こっちの方から入ってくつとですかね、工事の時は。

○事務局

工事の時は南側からのですね道路がありまして、昔_____とかがありましたが、そこは無くなってますけどね、南から入ってきてですね、この場所の_____さんと_____さんの間のところを通って行きます。そして、_____さんのお宅がありますけれどもすぐ北側の青色の農地のところから進入して入るところでございます。

○委員(11番)

_____さんとアパートのところに橋があるんですよ。そこが用水路になっているんですよ。この橋が1m80cmしかたぶん無かですもんね。

○事務局

先日のですね、事前調査の時に、10人乗りでですね、行った時ここは通れましたので、結構綺麗になつとつとですよ今、少し。2tまでぐらいやったら、入るんじゃないかなろうかと思います。2tのロングだと切りきるかわからんですけど。

○委員(11番)

曲がってからは、広なつとるばつてん、この橋が狭かやん。

○事務局

10人乗りは大丈夫でしたけどね。ロングボディーだと切りきらんかもしらすね、ひよつとしたら。

○委員(11番)

こっち側からは、入りきらんもんな。

○事務局

北側からはですね、鶴田委員と一緒に行きましたけど、あそこは車では行かないというところで、慣れている方じゃないと北側の所は落ちそうになったり橋に当てたり

しますので。

○担当委員

担当委員なんですけど、言われた太陽光パネルを設置するにあたってですね、あそこんにきに電気の供給があるかなんかっちいうて、太陽光パネルちゅうことばってん、そげんあそこんにきっちなんか電気の供給ばせやんごつそげんあつとですかね。

○事務局

近くに工場があるかと言われると。

○担当委員

電気の供給ばせやんけん、なんかそういう感じで言うたっですよ。

○事務局

その後のですね_____さんがその後のことを聞いたんですよ。管理も含めてですね。だいたい太陽光発電は、こういう_____さんが転用事業者になって設置します。その後運営はですね、また違う事業者にされるのが一般的だそうです。なので、その後の管理については、もし何かあったときは一応、_____に言ってもらって結構ですと、なぜかという太陽光発電を設置したはいいけど、中の草刈りをされずにフェンスとかに張り付いてですね、隣の農地に悪影響があるということも耕作放棄地調査の時にですね、前の委員さんとかも言ってますので、もしそういうのがあったら_____に言ってくださいということ言ってもらってます。その後の事業運営につきましては、その事業運営を買い取ったと言いますか、その方がどこか供給をされて売電をされるんだらうというふうに思います。

○担当委員

電気の供給がっち、なんかえらい使うけんっち。

○事務局

おそらくこの付近にいくつかは事業所があったらうと思うんですけど、そこが全量受けられるかどうかはまだですね、その後の話になりますのでそこまでは把握はしてません。

○担当委員

荒れ地を見て回った時、道なき道を行かやんじゃないですか。あげんか所にわざわざ、農地利用にはいいけど電気使うところを周り見渡したって、その後なんか来るのかなと。

○委員（11番）

低っかけんで、浸かる可能性があつとじゃんな、ある程度地上げせんと。

○事務局

たぶん地上げというよりある程度の造成はされると思いますけど、そこまでは考えてらっしゃらないみたいで、太陽光発電はちょっと高さがあるじゃないですか、下はならないようになっているんだらうと思います。太陽光パネルの上の方で、送電といいますか、充電器ですね、にされるのでそこは影響がないというふうにですね聞いてます。

○委員（11番）

最低、_____の高さまでは地上げしてから太陽光する方が良かろうち思いよるばってん。

○事務局

先程言いましたように、一部耕作放棄地になっていると言いましたけど、確認したところですね、必ずきれいに切りますとおっしゃってましたので、なぜかというところパネルを設置してですね周りをフェンスで囲まっしゃるとですよ、綺麗に切ってもらわないとフェンスを設置できないんですよ。

設置までが_____さんで、その後の運営が別のところに売却されるのが一般的だということですよ。

○議長

他に何かありませんか。

質問も無いようでございますので採決をとります。

第2項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

23ページをお願いします。

第3項、契約売買、所在蔵数、地目田1筆、面積379.00㎡、渡人は大川市の_____さん、受人が大木町の_____さん、同じく_____さん、親子、母と子になられます。申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ペ

ージです。

こちらですね、_____の通りからですね、北に行ったところでございます。
こちらはですね、10ha 未満の農地で第2種農地で集落接続で許可可能ということになります。土地の価格は_____円、坪単価の約_____円。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。

今、事務局の説明どおりでございます。手前側に3年の3月にもう家が建っております。その横に奥にこう斜めになつとるけんでちょっと家は建てにくかごたる感じばつてんですね、ご審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第3項について、質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

契約売買、所在水田、田が1筆、畑が1筆、面積合計の864.00㎡、渡人が水田の_____さんの成年後見人で、久留米市の弁護士の_____さん、受人が玉名市の_____さん、申請事由は建売住宅4棟の建設となっております。

場所の確認をお願いします。地図の5ページです。

_____から南へ入ったところの途中でございます。青色のところは農地でございますね、緑色のところ宅地で一体利用地になっております。こちらの方、水田の方で東とか周囲にですね広がりのある10haを超えるですね農地で第1種農地ですけれども、集落接続により許可可能となります。一体利用地は宅地で755.99㎡、令和5年1月5日に農振除外が完了しております。農振除外の完了は約1年前ですけれども、_____さんが他の市町で転用されていて、やっと過半要件をクリアされたためですね今回申請

に至ったところでございます。土地の価格は宅地も含めまして総額で_____円、坪単価が約_____円。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番下川です。

ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、第4項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

契約売買、所在尾島、地目畑1筆、面積693.00㎡、渡人、東京都小平市の_____さん、受人久留米市の_____さん、申請事由は共同住宅2棟11戸建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページです。

こちら、国道209号線のですね、_____から南に約130mの所です、申請地から実は西の方につながりますので10haを超える広がりのある農地で第1種農地、集落接続ですね、周りもすべて住宅ですので許可可能と考えております。

一体利用地は雑種地です、この申請地の右側のですね、駐車場と書いたあるところ、こちらが一体利用地で297.00㎡でございます。土地の価格はですね総額で、_____円、坪単価の約_____円。ちょっとこの図面が狭いように感じますけれども、このアパートはガレージハウスで下が駐車場、2階にお住まいというところですね、これだけ狭くてもいけるというタイプのアパートになっております。説明は以上です。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10番中村です。

ただいまの事務局の説明どおりです。ご審議のほうよろしく願いいたします。

○議 長

説明も終わりましたので、第5項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第5項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

これを持ちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

午後2時41分 閉会